

●香川県選挙管理委員会告示第6号

平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

令和7年4月22日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1～3 略			1～3 略		
4 老人ホーム			4 老人ホーム		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
<u>社会福祉法人はつき会 特別養護老人ホームすみれ 荘</u>	略		<u>社会福祉法人すみれ福祉会 特別養護老人ホームすみれ 荘</u>	略	
略			略		
<u>社会福祉法人はつき会 特別養護老人ホームさくら 荘</u>	略		<u>社会福祉法人すみれ福祉会 特別養護老人ホームさくら 荘</u>	略	
略			略		
<u>社会福祉法人はつき会 ケアハウス花みずき</u>	略		<u>社会福祉法人すみれ福祉会 ケアハウス花みずき</u>	略	
略			略		
5・6 略			5・6 略		